独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社ＪＶＣケンウッド		コード	6632
提出日	2021/5/17	異動（予定）日	2021/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役および社外監査役の選任議案が付議されるため			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	岩田　眞二郎	社外取締役	○										△					有
2	浜崎　祐司	社外取締役	○													○		有
3	鬼塚　ひろみ	社外取締役	○										○				新任	有
4	齊藤　勝美	社外監査役	○													○		有
5	栗原　克己	社外監査役	○										○					有
6	藤岡　哲哉	社外監査役	○										○				新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	岩田眞二郎氏の兼職先である株式会社A. L. I. Technologiesと当社との間には、相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 同氏が過去に役職員を務めた株式会社日立製作所と当社との間には、過去から現在にかけて仕入および販売の取引関係が、日立オートモーティブシステムズ株式会社（現　日立Ａｓｔｉｍｏ株式会社）と当社との間には、過去から現在にかけて販売の取引関係が、株式会社日立国際電気と当社との間には、過去（当連結会計年度の取引関係はありません。）に販売の取引関係が、株式会社日立物流と当社との間には、過去（当連結会計年度の取引関係はありません。）に仕入および販売の取引関係がそれぞれありますが、当時および当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社および各社の連結売上高の１％未満であり、当社および各社のそれぞれにとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が株式会社日立製作所の役職員を辞してから約３年、株式会社日立国際電気の役職員を辞してから７年、日立オートモーティブシステムズ株式会社の役職員を辞してから４年、株式会社日立物流の役職員を辞してから約３年が経過しており、現時点において各社との間に何らの関係もありません。また、同氏が過去に役職員を務めた株式会社不二越、Hitachi Data Systems Corporation、Hitachi Global Storage Technologies, Inc.（現　HGST, Inc.）、日立工機株式会社（現　工機ホールディングス株式会社）および株式会社ベネッセホールディングスと当社との間には、それぞれ相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 また、同氏は、過去に当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。 以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しています。	＜社外取締役として選任した理由＞ 当社は、同氏の当社グループ外の上場企業等における業務および企業経営を通じて得た情報通信領域および自動車関連領域等に関する豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等を当社の経営に活かすとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言や提言をいただくことにより、当社の経営を監督する立場で活躍することを期待して、社外取締役として選任しています。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社は、当社が定める独立性を客観的に判断する「４．補足説明」に記載の「当社の独立性判断基準」により、同氏が一般株主との利益相反が生ずるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断し、独立役員として指定しています。
2	浜崎祐司氏の兼職先である株式会社明電舎および一般社団法人日本電機工業会と当社との間には、それぞれ相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 同氏が過去に役職員を務めた住友電気工業株式会社と当社との間には、過去（当連結会計年度の取引関係はありません。）に仕入の取引関係がありましたが、当時の取引額は、各取引年度の当社および同社の連結売上高の１％未満であり、当社および同社の双方にとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が同社の役職員を辞してから10年以上が経過しており、現時点において同社との間に何らの関係もありません。 また、同氏は、過去に当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。 以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しています。	＜社外取締役として選任した理由＞ 当社は、同氏の当社グループ外の上場企業等における業務および企業経営を通じて得た情報通信領域および重電領域等に関する豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等を当社の経営に活かすとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言や提言をいただくことにより、当社の経営を監督する立場で活躍することを期待して、社外取締役として選任し、独立役員として届出ています。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社は、当社が定める独立性を客観的に判断する「４．補足説明」に記載の「当社の独立性判断基準」により、同氏が一般株主との利益相反が生ずるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断し、独立役員として指定しています。

3	鬼塚ひろみ氏の兼職先である東京エレクトロンデバイス株式会社と当社との間には、過去から現在にかけて販売の取引関係がありますが、当時および当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社および同社の連結売上高の１％未満であり、当社および同社の双方にとって主要な取引に該当せず、相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。また、同氏の兼職先である株式会社イーブックイニシアティブジャパンおよびヤフー株式会社と当社との間には、相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 同氏が過去に役職員を務めた東京芝浦電機株式会社（現　株式会社東芝）と当社との間には、過去から現在にかけて仕入の取引関係があり、2013年３月期における当社と同社との取引額は約40億円で、当時の当社の連結売上高の１％を超えており、当時の同社の連結売上高の１％未満でありましたが、当連結会計年度の取引額は、当連結会計年度の当社および同社の連結売上高の１％未満であり、 当社および同社の双方にとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が同社の役職員を辞してから10年以上が経過しており、現時点において同社との間に何らの関係もありません。 また、同氏が過去に役職員を務めた東芝メディカルシステムズ株式会社（現　キヤノンメディカルシステムズ株式会社）と当社との間には、過去から現在にかけて仕入の取引関係がありますが、当時および当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社および同社の連結売上高の１％未満であり、当社および同社の双方にとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有 等の関係はありません。なお、同氏が同社の役職員を辞してから９年が経過しており、現時点において同社との間に何らの関係もありません。 同氏が過去に役職員を務めた、Ｚホールディングス株式会社と当社との間には、相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 また、同氏は、過去に当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。 以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しています。	＜社外取締役として選任した理由＞ 当社は、同氏の当社グループ外の上場企業等における業務および企業経営を通じて得た電機・情報産業分野等に関する豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等を当社の経営に活かすとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言や提言により、当社の経営を監督する立場で活躍することを期待して、社外取締役として選任し、独立役員として届出る予定です。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社は、当社が定める独立性を客観的に判断する「４．補足説明」に記載の「当社の独立性判断基準」により、同氏が一般株主との利益相反が生ずるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断し、独立役員として指定しています。
4	齊藤勝美氏の兼職先である株式会社チュウチクと当社との間には、相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 同氏が過去に役職員を務めた出光興産株式会社および昭和シェル石油株式会社と当社との間には、それぞれ相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 また、同氏は過去においても当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。 以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しています。	＜社外取締役として選任した理由＞ 当社は、同氏の当社グループ外の上場企業等における業務および企業経営を通じて得た豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等を当社の監査の充実に活かすとともに、当社グループと離れた客観的な第三者の立場から取締役会および監査役会において適切な助言や提言を行うことにより、当社の経営を監査する立場で活躍することを期待して、社外監査役として選任し、独立役員として届出ています。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社は、当社が定める独立性を客観的に判断する「４．補足説明」に記載の「当社の独立性判断基準」により、同氏が一般株主との利益相反が生ずるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断し、独立役員として指定しています。
5	栗原克巳氏の兼職先である株式会社リコーと当社との間には、過去から現在にかけて仕入および販売の取引関係が、日本アンテナ株式会社と当社との間には、過去から現在にかけて仕入の取引関係がそれぞれありますが、当時および当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社および各社の連結売上高の１％未満であり、当社および両社のそれぞれにとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 また、同氏は過去においても当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。 以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しています。	＜社外取締役として選任した理由＞ 当社は、同氏の当社グループ外の上場企業における業務および企業経営を通じて得た豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等を当社の監査の充実に活かすとともに、当社グループと離れた客観的な第三者の立場から取締役会および監査役会において適切な助言や提言を行うことにより、当社の経営を監査する立場で活躍することを期待して、社外監査役として選任し、独立役員として届出ています。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社は、当社が定める独立性を客観的に判断する「４．補足説明」に記載の「当社の独立性判断基準」により、同氏が一般株主との利益相反が生ずるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断し、独立役員として指定しています。
6	藤岡哲哉氏が過去に役職員を務めた日本電気株式会社と当社との間には、過去から現在にかけて仕入および販売の取引関係がありますが、当時および当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社および同社の連結売上高の１％未満であり、当社および同社の双方にとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 また、同氏が過去に役職員を務めたＮＥＣキャピタルソリューション株式会社、ＮＥＣヨーロッパ社（ロンドン）、公益財団法人ＮＥＣ　Ｃ＆Ｃ財団、一般社団法人産業競争力懇談会および公益社団法人芝法人会と当社との間には、それぞれ相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 また、同氏は過去においても当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。 以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しています。	＜社外取締役として選任した理由＞ 当社は、同氏の当社グループ外の上場企業の財務経理部門等での広範な業務を通じて得た豊富な経験、知識、専門的見地等ならびに常勤監査役としての経営経験等を活かすとともに、当社グループと離れた第三者の立場から取締役会および監査役会において適切な助言や提言を行うことにより、当社の経営を監査する立場で活躍することを期待して、社外監査役として選任し、独立役員として届出る予定です。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社は、当社が定める独立性を客観的に判断する「４．補足説明」に記載の「当社の独立性判断基準」により、同氏が一般株主との利益相反が生ずるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断し、独立役員として指定しています。

４．補足説明

当社の独立性判断基準について
「ＪＶＣケンウッド　コーポレートガバナンス方針」第18条
　当社は、原則として、経験、実績、専門的知見・見識等による経営の監督機能の実効性を確保する一方で、一般株主の利益相反のおそれのない独立性についても確保するため、独立性に関する基準または方針は、株式会社東京証券取引所における「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ５．(3)の２を基準に、当社の主要株主や主要取引先（連結売上高の１％以上の取引額がある取引先）の業務執行者であった経歴がないことを確認するなど行ったうえで、社外取締役および社外監査役の候補者を決定する。

株式会社東京証券取引所における「上場管理等に関するガイドライン」（2020年11月１日改正）
Ⅲ５．（３）の２
　有価証券上場規程施行規則第436条の２の規定（独立役員の確保に関する取扱い）に基づき上場内国株券の発行者が独立役員として届け出る者が、次のaからdまでのいずれかに該当している場合におけるその状況
　ａ．当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
　ｂ．当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
　　（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
　ｃ　最近においてａ又は前ｂに該当していた者
　ｃの２　その就任の前10年以内のいずれかのときにおいて次の（ａ）又は（ｂ）に該当していた者
　（ａ）当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）
　（ｂ）当該会社の兄弟会社の業務執行者
　ｄ．次の（ａ）から（ｆ）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
　（ａ）ａから前ｃの２までに掲げる者
　（ｂ）当該会社の会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）
　（ｃ）当該会社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員と指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）
　（ｄ）当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）
　（ｅ）当該会社の兄弟会社の業務執行者
　（ｆ）最近において（ｂ）、（ｃ）又は当該会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役）に該当していた者

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。